

告示

埼玉県告示第九百八十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区間
県道	鴻巣桶川さいたま線	埼玉県北本市北本二丁目二五七番地一地从先から埼玉県北本市本宿七丁目七五番地二地先まで